

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	産業廃棄物処理施設の変更許可	
根拠法令・条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>法第15条の2の6第1項の許可の申請に当たっては、事前協議等を要することとなり、詳細は同法施行規則その他要綱の定めるところによる。</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （変更の許可等） 第15条の2の6（要旨） 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該許可に係る※第15条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、許可を受けなければならない。</p> <p>※第15条第2項（要旨） 許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 (4) 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 (5) 産業廃棄物処理施設の処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量） (6) 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画 (7) 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画</p> <p>○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 （産業廃棄物処理施設の技術上の基準） 第12条 「産業廃棄物処理施設設置の許可（更新を含む。）に係る基準等公開票」のとおりに</p>	
標準処理期間	標準処理期間	おおむね2箇月 （政令第7条の2に定める施設はおおむね4箇月）
	標準処理期間を設定できない理由	